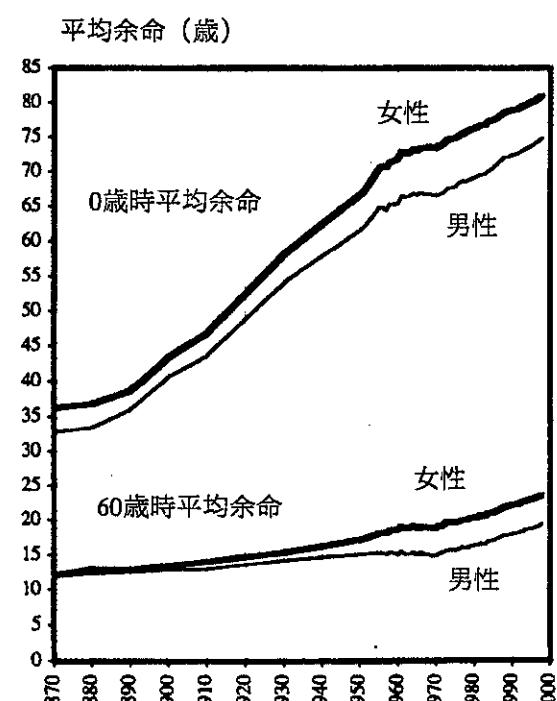
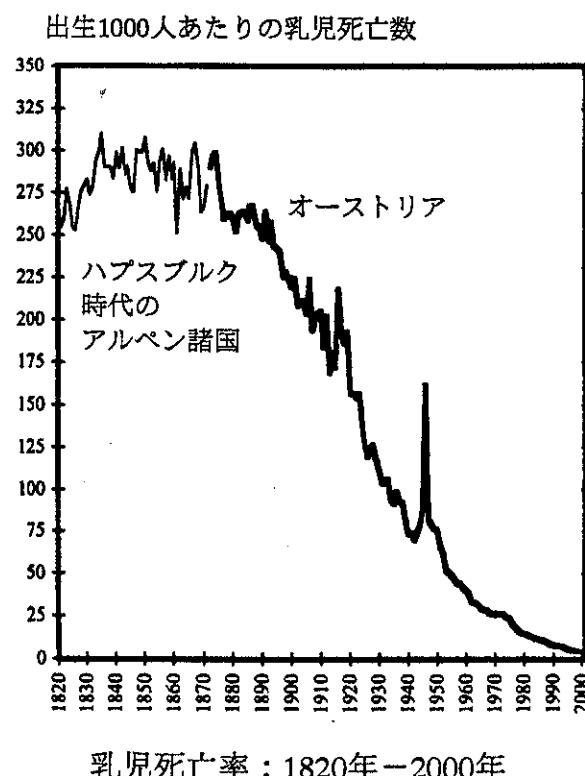


年生まれ以降では、完結出生児数のわずかな増加傾向が見られるが、これは無子(Kinderlosigkeit)比率が、20世紀初頭生まれの女性では3人に1人であったのが、1930年生まれの女性では7人に1人まで低下したことによる。さらに1932年-1937年生まれの女性の完結出生児数は2.4人と最も高く、戦後50年-60年代に掛けてのベビーブームは、この世代の母親によるものである。一方、先に述べたナチス・ドイツへの併合とともにベビーブームに対応した完結出生児数の変化は全く観察されず、このブームが出生の前倒し(die realisierung zuvor "aufgeschobener" Geburten)に過ぎなかつたことがわかる。

これに対し1963年から78年までの急速な合計出生力の低下は、37年と47年生まれの女性の間で、完結出生児数が2.4人から2人以下に減少したこと反映されている。また、現在、完結出生児数を予見しうる最も若い1956年生まれの世代でも、この値は1.8人をやや下回っている。なお無子比率は15%以下に留まっているが、この世代以降では高まると予想されている(IFD,1999:14-15)。

2.3 死亡動向

人口転換の流れを受け、オーストリアの死亡秩序も過去120年間に大きく変化してきた。19世紀末までは死亡の大部分は感染症によるものであったが、20世紀に入り、この比率は急速に低下し、若年死亡が減少していった。新生児1000人あたり200人を超えていた



出典：IFD, 1999, p.17

図3 乳児死亡率の変化と平均寿命の伸び

乳児死亡率も現在では5人以下となり、また感染症の克服以外にも全般的な死亡率の改善が進んだ。この結果、オーストリアの平均寿命は、今世紀初頭の男性41歳、女性43歳に対し、98年現在、男性74.6歳、女性80.9歳まで増大した。生存率曲線でみると、かつての4%から、女性の半数以上が84歳まで生きるようになり、いわゆる『時が来る前に死ぬ(Das Sterben vor der Zeit)』ことは例外となった。(IFD,1999:15-16)

2.4 年齢構造の変化

オーストリアの場合、いわゆる人口高齢化が観察されるようになったのは、第一次大戦後のことで、1923年に60歳以上の人口比率が始めて10%を超えた。それ以前は人口増加とともに、人口はむしろ若返る傾向にあり、1869年に27歳だった平均年齢は20世紀初頭には26歳に低下し、1923年までに再び28.5歳まで上昇した。また第一次大戦前まで40%を占めた20歳以下の人口比率は、23年には35%まで低下した。

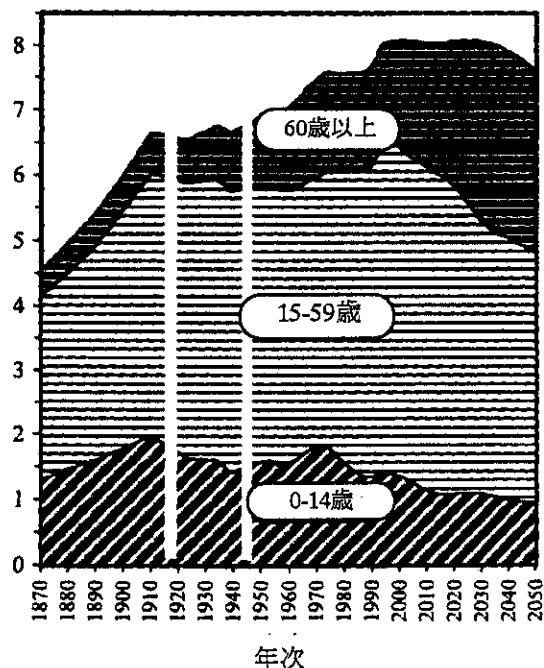
その後、1923年-70年までの間に60歳以上の人口は65万人増加し、150万人となつたが、他の年齢層の人口は殆ど変化せず、この結果、60歳以上の人口比率が20%近くまで増大した。

ただし70年以降は90年代に至るまで、過去の人口変動の影響から、60歳以上の人口は実数でも比率でも殆ど変化していない。ちなみに98年現在、高齢者人口は160万人、約20%となっている。

しかし、オーストリア人口研究所の将来推計（中位）によれば、今後、高齢者人口は増加に転じ、2015年には210万人、25年には260万人、35年には290万人へ急速に増大すると予想されている。これに対し少子化の影響から、年少人口や生産年齢人口が今後も確実に減少してゆくため、高齢者の比率は相対的に増大し、35年には34%-38%程度まで上昇する可能性がある。

ただし2030年以降は、1970年以降の少子化世代が60歳代となるため、この人口高齢化は徐々に治まる。が、同時に、国外から大量の移民がない限り、長期的な人口減少が始まると予想されている。(IFD,1999:18-19)

単位：100万人



出典：IFD, 1999, p.18

図4 年齢構造の変化

3. 近年の出生・婚姻・世帯動向

3.1 出生

(1) 出生減退

オーストリアでは、50年代後半から60年代前半まで続いたベビーブームの後、出生減退が始まった。この出生減退の大部分は、1940年以降に生まれた女性において「大家族の消滅("Verschwinden größerer Familien")」が起きたことによる。(IFD,1999:21)

1963年と86年の出生順位別有配偶出生児数を比較すると、後者では第5子以上の出生児数が前者の10分の1に、第4子は4分の1に、第3子は2分の1に減少しており、これに対し第2子と第1子の減少は前者の3分の2程度に留まっている。この結果、出生順位別構成比も大きく変化し、第5子以上の出生児数は10.6%から2.4%へ、第4子は8.8%から4.7%へ、第3子は16.9%から13.9%に後退し、これに対し、第2子が29.2%から36.6%、第1子は34.4%から42.7%を占めるようになった。この構成比は80年代中半以降は、あまり大きく変化していないが、近年になり第1子と第2子の構成比が接近するとともに、第3子比率がやや高まる傾向が見られる。(Council of Europa,1999: CD-ROM)

また年齢別出生率をみると、1964年以降の出生減退は、当初25歳以上の女性で起きており、25歳以下では、この時期、むしろ出生力が高まる傾向にあった。この事は、オーストリアの女子平均初婚年齢が72年まで低下傾向にあったことと関係している。

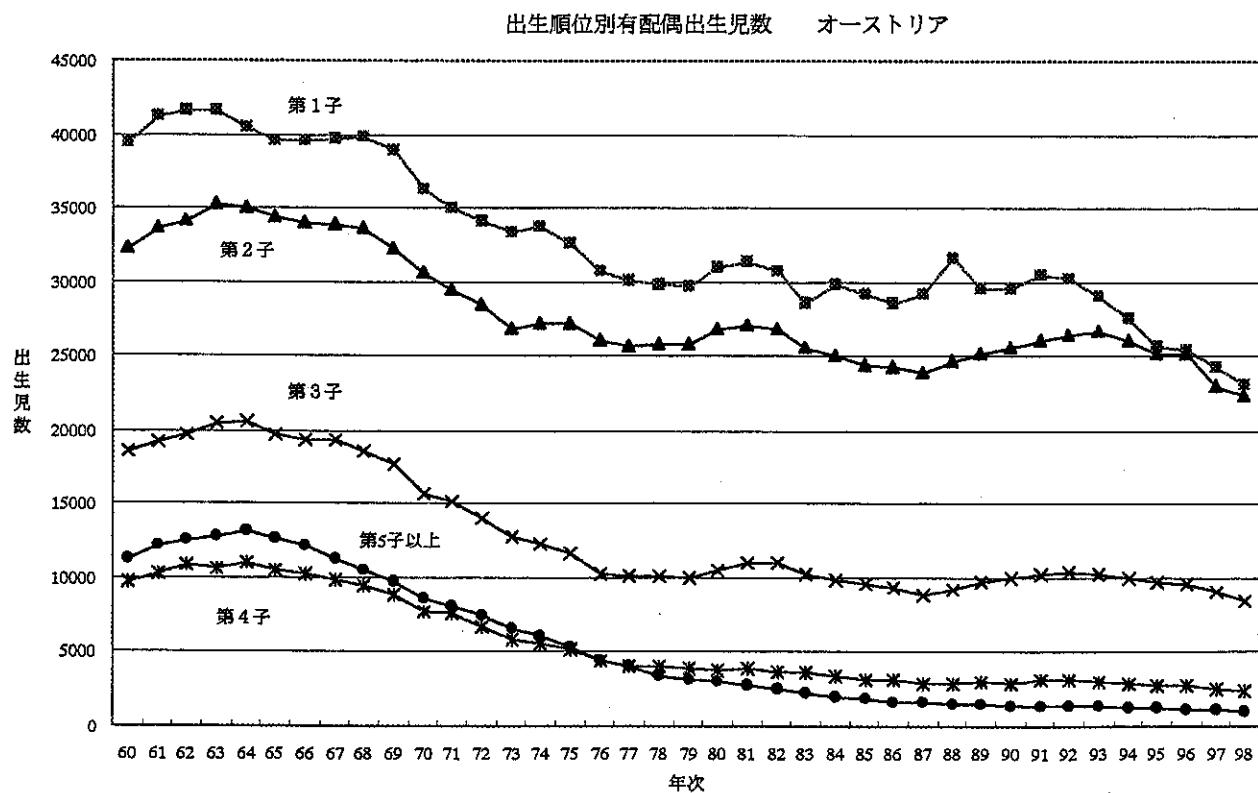
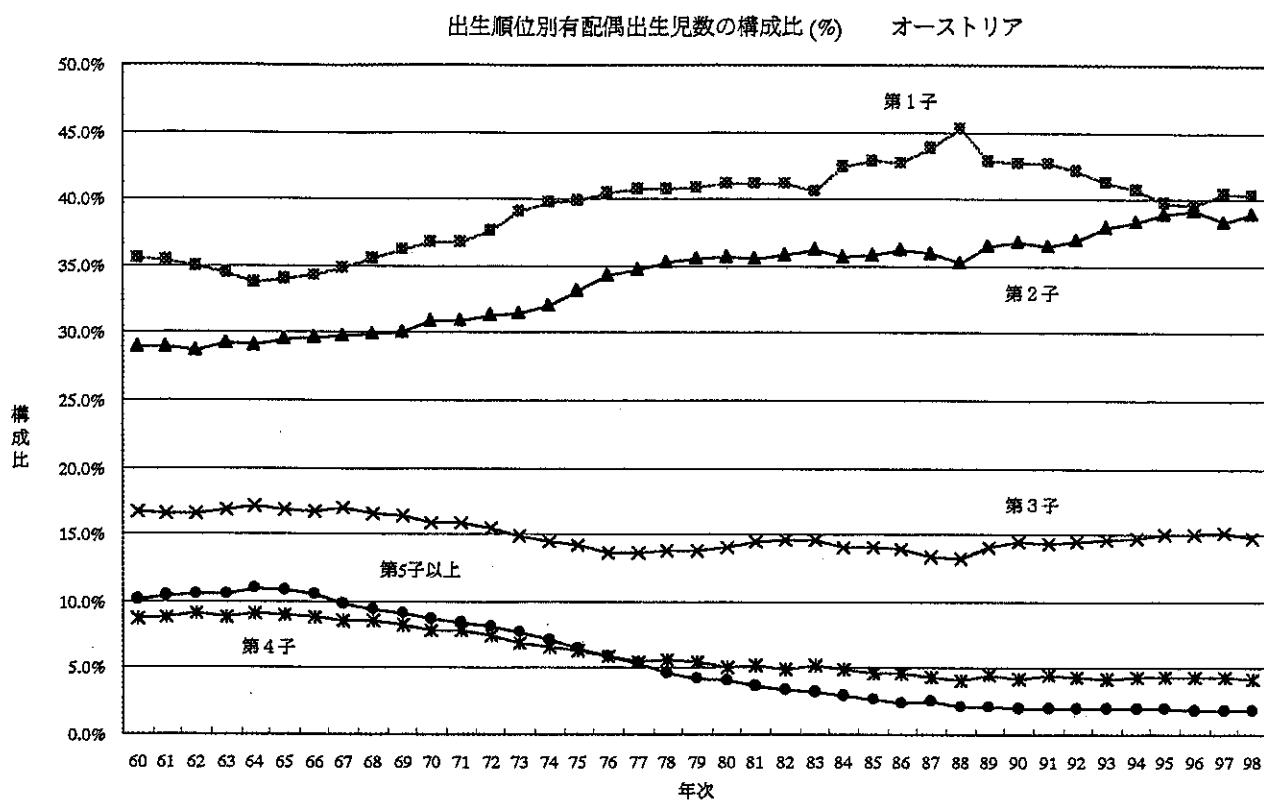
しかし、70年代に入ると、どの年齢層でも低下が始まり、70年代末からは、各年齢層で異なった動きが現れてくる。

若い女性の出産は、年々、稀になり、75年と比較して、20歳以下では70%、20-25歳でも50%減少した。この結果、他のヨーロッパ諸国同様、若い母親は少数派となった。ちなみに73年では、子供の14%が20歳以下の、また48%が25歳以下の母親から生まれたが、98年では、前者は5%、後者は31%まで低下している。

これに対し25歳から29歳の年齢層では、出生率は比較的安定しており、98年現在、出生の35%は、この「主要出生力年齢"Hauptfertilitätsalter"」層で占められている(IFD,1999:21)。

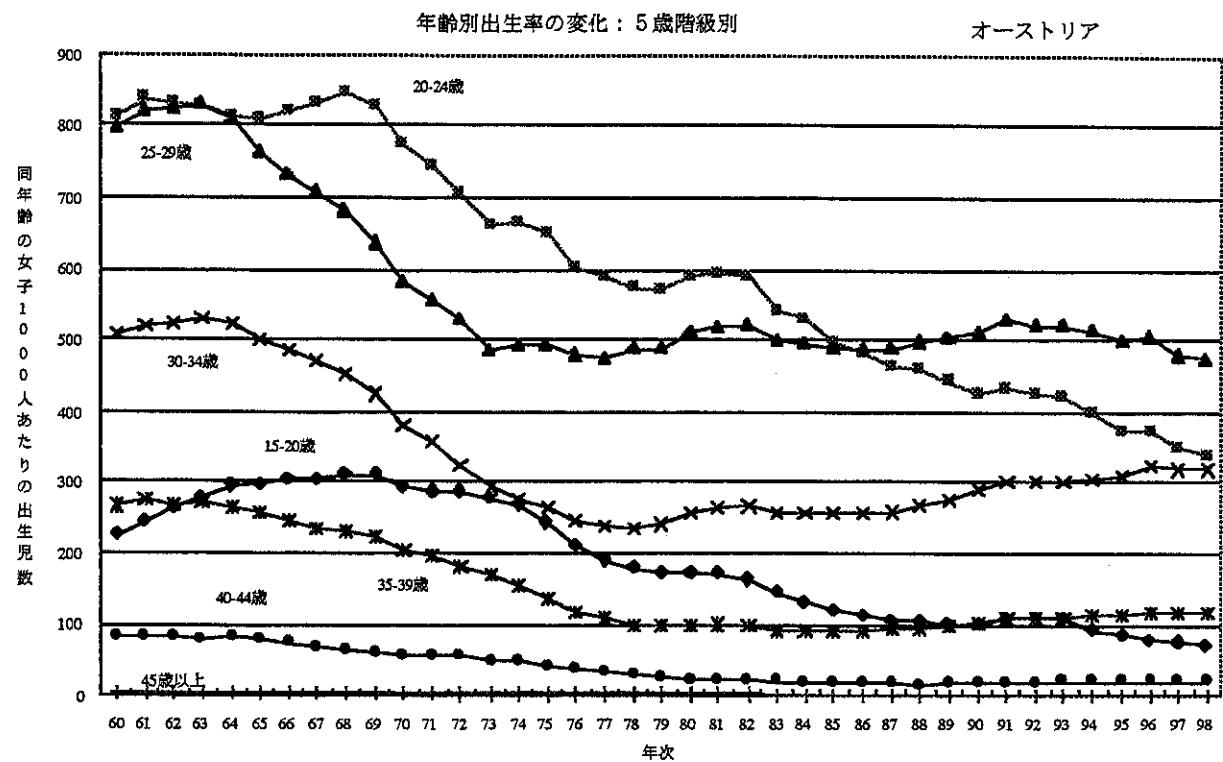
一方、30歳から34歳の年齢層では、出生力は75年の水準より25%ほど増加したが、35歳から39歳では、いまだに75年の7分の1程度と、低い水準に留まっている。また40歳以上の出生力は、1991年以降、上昇傾向にあるが、それでも75年の半分以下に過ぎない。このため、98年現在、35歳以上の母親から生まれる子供は全体の10%、40歳以上は1.6%に留まっている。

このような年齢別出生率の変化を反映し、女子の平均出産年齢も78年以降、98年現在までに1.8歳上昇し、28.0歳となった。とりわけ、女子の第1子平均出産年齢は、70年代始めに23.0歳という歴史的低水準となった後、継続的に上昇し、98年現在、26.9歳となっており、他のヨーロッパ諸国ほどではないが晩産化傾向が続いている(IFD,1999:23)。



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図5 出生順位別出生数とその構成比の推移



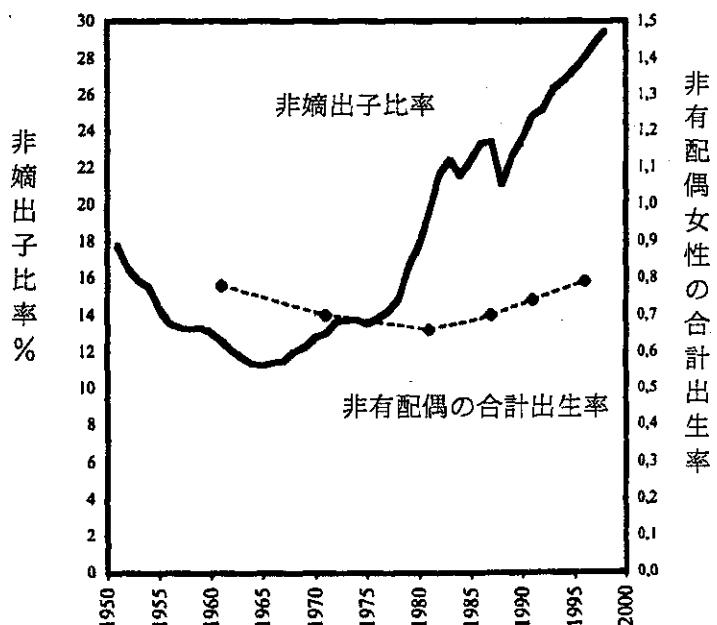
出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図6 年齢別出生率の推移

(2) 非有配偶出生

98年現在のオーストリアの非有配偶出生比率は29.5%で、南欧諸国（ギリシャ3%、イタリア8%、スペイン11%）よりは高いが、北欧諸国（スエーデン54%、ノルウェイ49%、デンマーク46%）ほどではなく、西ヨーロッパの中では中間的な値であるといえる。

この非有配偶出生比率は60年代中ごろの出生力のピークに、12%以下という歴史的低水準を記録した後、上昇に転じ、78年の15%から83年の22%まで増加、87年の結婚ブームで一時21%に減少したが、その後、再び増上昇し始め、かっての2.5倍に達している。ただし、こ



出典：IFD, 1999, p.24

図7 非嫡出子比率と非有配偶出生力の推移

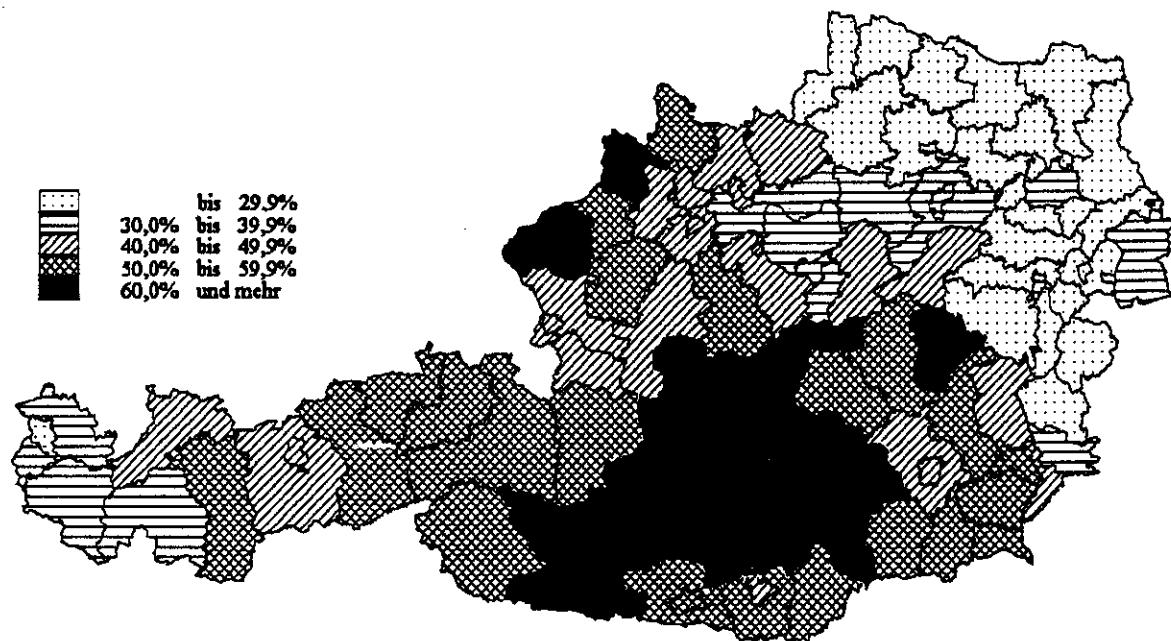
のような非有配偶出生比率の変化に対し、非有配偶の合計出生率自体は、それほど大きく変化していない。

とりわけ、非有配偶出生比率が高いのは第1子の場合で、61年の26%から98年の43%まで上昇した。もっとも非嫡子の両親の半分以上が出生後（大部分が3年以内に）結婚し子供を認知することが知られており、この傾向は80年代後半から変わっていない。

実際、子供の出生時に有配偶かどうかは、母親の年齢やすでに生まれた子供の数に関係しており、母親が若いほど、また子供数が少ないほど、非嫡子となる可能性が高い。たとえば、21歳以下の若い女性が子供を産む場合、その半数は未婚である。これに対し、非嫡出比率は30歳-35歳で22%と最も低くなる（ただし、35歳以上では再び高まる）。また先にも述べたように、第1子の非有配偶出生比率は43%と高いが、この値は第2子では20%、第3子以上では15%程度となる。

なお、オーストリアの非有配偶出生比率には、大きな地域格差があることが知られており、カルテン州42%、シュタインマルク州39%などが高いのに対し、ブルク蘭ド州19%、フォラルベルク州22%、ウイーン州26%などが低い値を示している。これには数世紀にわたる歴史的背景があり、基本的に地域農業の形態、土地相続制度、17世紀におけるカトリックによる反宗教改革などの影響を反映していることが知られている。

（IFD, 1999:22-25）



出典：IFD, 1999, p.25

図8 非嫡出子比率の地域格差 1993/1997

（3）避妊・中絶

オーストリアでは、病院や薬局を通じて、あらゆる避妊手段の入手が可能で、コンドームとスプレイについては処方せん不要、ピル、ペッサリーは医師の診断と処方せんを必要-

とする（コストは大部分、利用者負担）。避妊手段は基本的にビルで、かなりの格差でコンドームと避妊リンクが、これに次いでおり、その他は、オギノ式や基礎体温法なども含め、極めて少数である。若年層では殆どがビルとコンドームで、年齢が上がるにつれ避妊リンクの利用率が高まる。不妊手術(Sterilisation)は刑法の対象となっており、満25歳以上で医師の指示がある場合か、公序良俗に反しない何等かの理由がある場合に限られる。このため、96年で男性260例、女性2560例と非常に少ない。

人工妊娠中絶は1975年以来、いわゆる「期間規定(Fristenregelung)」を満たす限り、合法化しており、妊娠12週までなら、事前のカウンセリングを受けること、母親が中絶希望が明確であることが条件となる。費用は原則自己負担である。

なお、この「期間規定(Fristenregelung)」に対するアンケート調査によれば、妊娠により危険に直面している場合や、生まれてくる子供に障害が予想される場合は、それぞれ84.4%、69.9%と高い支持があるが、出生抑制的目的の場合には15.0%と支持率は低い。
(IFD,1999:72-74)

3.2 婚姻・離婚

(1) 婚姻

オーストリアの婚姻数は、1950-60年代までは年間5.5万件に上り、その大部分が初婚であったが、60年代末頃から減少し始め、78年には4.46万件、うち初婚は3.4万件まで低下した。しかし、その後、最後のベビーブーム世代が婚姻年齢に入り再び増加し、この波が納まるに93年から再び減少に転じ、98年現在では3.91万件となっている。

なお72年、83年、87年頃に婚姻数の一時的な急増・急減が見られるが、これらは人口学的要因によるものではなく、72年1月から婚姻補助制度(Heiratsbeihilfe)が導入されたこと、84年1月から、この制度が廃止されるとの噂が流れたこと、さらに88年1月から実際に廃止されたことによる。

また、近年の婚姻件数の低下は初婚の減少によるものであり、70年代初頭では夫婦ともに初婚が年間4万件あったが、80年代では3.6万件となり、90年代では3.2万件、98年現在では2.68万件と急激に減少している。これに対し、再婚は70年の1.1万件から92年の1.36万件(98年1.23万件)と増加しており、夫婦とも再婚が全体の3分1を占めている。この初婚の減少と再婚の増加の結果、初婚比率も70年の79%から98年の69%へと、毎年低下する傾向を示しており、年齢構造の影響を除いた女子の合計初婚率も70年代の80-90%から98年の53%へと大幅に低下した。

オーストリアでは、60年代から70年代始めまでは、男女とも若いうちに結婚する傾向があり、女子の平均初婚年齢は74/76年で21.4歳、男子は24.4歳であった。このような早婚傾向は19世紀ももちろん、20世紀中ごろまでと比べても例のないものであった。が、70年代中ごろから、再び晩婚化し始め、女子の平均初婚年齢は75年から87年までの間に2歳、98年現在までに、さらに3.3歳上昇し、26.8歳となっている。また、この間、男子の平均初婚年齢も29.2歳まで上昇した。このような晩婚化傾向にもかかわらず、オーストリアの平均初婚年齢は西ヨーロッパ諸国の中では、まだ比較的低い方で、ポルトガル、ギリシア、ベルギーほどではないが、ルクセンブルク、イギリス、フランス、イタ-

リア、スペインとほぼ同じ、スカンジナビア諸国よりは明らかに低い。(IFD, 1999:25-27)

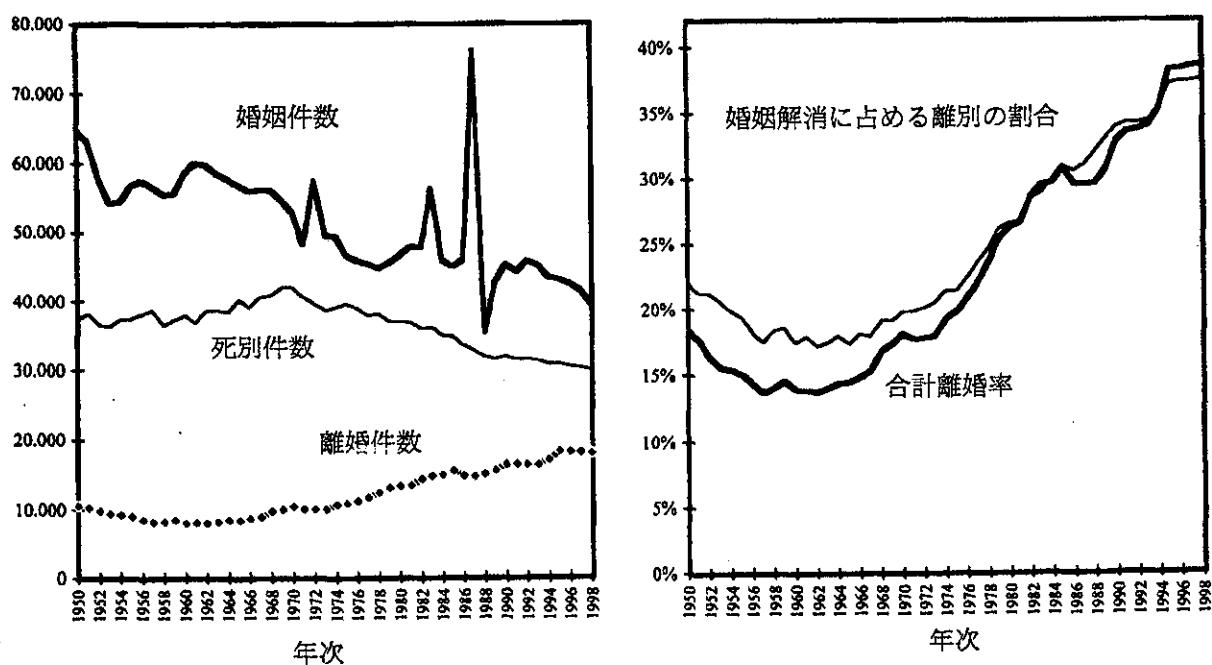
(2) 離婚

第二次大戦直後の離婚ブーム以降、離婚率は60年代中頃まで非常に低い水準にあり、60年代初頭のベビーブーム期には合計離婚率が14%と、最低を記録した。しかし60年代末から離婚件数、合計離婚率とも増加に転じ、この傾向が現在まで続いている。70年代初めの年間1万件から、80年代中頃には1.5万件、90年代には1.8万へ、合計離婚率も20%、30%へ、さらに39%へと上昇した。また、この間、婚姻解消(Ehelösungen)に占める離別・死別割合も70年代の離別19.8%から38%まで增加了。^{*註1}

このようなオーストリアの離婚率は、西ヨーロッパ諸国の中では中間的なものであり、南欧諸国（イタリア10%、スペイン12%、ギリシア14%、ポルトガル16%）よりは、はるかに高いが、北欧諸国（50%近い）ほどではなく、ルクセンブルク37%、フランス38%、スイス39%にほぼ近く、ドイツ32%、オランダ33%よりやや高い程度である。
(IFD, 1999:27-28)

*註1：1970年代以降、母子家庭の経済状況と非嫡出子の法的権利の改善が始まり、また離婚率と再婚率の上昇にともない、離婚や親権、養育権に関する法律が改正された。さらに99年6月には、婚姻及び離婚に関する法改正が可決され、2000年1月より施行された。

法改正の目玉は、夫婦間のパートナーシップの形成にあり、両者は世帯負荷を平等に分担するものとした点にある。これにより、これまで（夫の妻に対する）扶養義務と結びつけられきた「負債原則(das Verschuldungsprinzip)」は、（妻の）家事負担を考慮した「物的補償原則(das materielle Ausgleich)」にとって代わられた。(IFD, 1999:37)



出典：IFD, 1999, p.26

図9 婚姻・離婚の動向：1950年—1998年

3.3 世帯・家族

(1) 世帯

オーストリアの一般世帯数は、人口より遙かに早いペースで増加しており、61年の231万世帯から98年現在の323万世帯まで約40%増加（この間の人口増加率は14%）した。このため、一般世帯の平均世帯人員も、3.02人から2.49人に減少した。今後も、この傾向は続くと思われ、2031年までに一般世帯数は、さらに14%増加、平均世帯人員も2.14人まで縮小すると予想されている。

この一般世帯数の増加は、単独世帯と多人数世帯の、両方の増加によるが、まず60から70年代にかけて前者が急激に増加したのに対し、80から90年代にかけては後者の増加の方が大きかった。しかし、2031年までの推計によれば、今後の増加の3分の2は単独世帯によるものとなる予想されている。

さらに世帯人員別に増加傾向を比べると、単独世帯数が61年の45.3万世帯から98年の97.6万世帯へと2倍以上となり、これに次いで2人世帯が62.3万世帯から97.6万世帯へ顕著に増加した。これに対し3人世帯は48.2万世帯から58.8万世帯へ、4人世帯は34.5万世帯から46.0万世帯と、増加の幅が小さい。

この単独世帯の増加と世帯規模の縮小傾向の背景には様々な要因があるが、まず第一に挙げられるのが人口高齢化の影響である。より多くの人々が高齢に達するにつれ、子供が離家し夫婦のみとなる世帯や、さらに配偶者に先立たれ結果的に単独世帯となるケースが増加しており、61年から91年までの単独世帯数増加の44%が60歳以上、32%が75歳以上の世帯によるものである。将来推計によれば老人単独世帯は98年の53.0万世帯から2031年には92.0万世帯へと増加するとされている。

次に家族形成・解消プロセスの変化、とりわけ60年代のベビーブーム以降の家族規模の縮小や、両親の家から離れて同棲関係に入る若者の増加、また、その関係の不安定性などが挙げられる。同時に、かつて農業や商工業で見られた家族就業的な複合世帯（3世代世帯や、複数核家族からなる世帯、核家族とその他親族からなる世帯）が殆ど消滅し、5人世帯や6人世帯の世帯数が大幅に減少したことにも影響している。

(2) 核家族

オーストリアの核家族（両親（夫婦）と同居児、両親（夫婦）と同居児なし、片親と同居児）は、1997年現在約225万世帯に上り、過去10年間継続的に増加しているが、その増加は小さく、今後10年間、殆ど増加しないと予想されている。

核家族を同居児の有無で分けると、60年代初頭以降、「同居児あり」が12%、「同居児なし」は40%増加しており、前者の増加が弱いことがわかる。ちなみに61年では、家族数全体の69%（128万世帯）が「同居児あり」でありだったが、97年には、この比率は64%（144万世帯）まで低下している。この「同居児あり」の世帯数は、人口構造の変化や無子(Kinderlosigkeit)の増大を通じ、2031年までに、さらに10%減少する一方、逆に「同居児なし」の世帯数は30%増加すると予想されている。なお近年（94年/97年）の傾向として「夫婦と同居児なし」の増加、片親家族や同棲家族（同居児あり、なしの両方）の減少が見られる。一方、「夫婦と同居児あり」の世帯数は殆ど変化していない。

表1 家族類型別割合

| 家族類型 | 1971 | 1981 | 1991 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総数 (1000) | 1,929 | 1,989 | 2,109 | 2,238 | 2,242 | 2,246 | 2,245 |
| 全体 | 100.0 % |
| 夫婦と子供 | 55.1% | 54.3% | 49.6% | 48.0% | 48.8% | 48.4% | 48.1% |
| 子供1人 | 21.7% | 21.2% | 20.8% | 19.3% | 19.8% | 20.1% | 19.6% |
| 子供2人 | 18.1% | 20.0% | 19.5% | 20.1% | 20.4% | 19.9% | 20.0% |
| 子供3人以上 | 15.3% | 13.1% | 9.3% | 8.5% | 8.6% | 8.4% | 8.5% |
| 夫婦と子供なし | 30.5% | 28.6% | 28.4% | 29.8% | 30.2% | 30.3% | 31.0% |
| 同棲 | 2.7% | 4.1% | 6.6% | 9.5% | 8.3% | 8.3% | 8.4% |
| 子供あり | 1.2% | 1.7% | 2.5% | 3.9% | 3.4% | 3.6% | 3.5% |
| 子供なし | 1.5% | 2.5% | 4.2% | 5.6% | 4.8% | 4.7% | 4.8% |
| 片親 | 11.6% % | 130.0 | 15.3% | 12.7% | 12.8% | 13.0% | 12.5% |
| 女親と子供 | 10.4% | 11.4% | 13.0% | 11.0% | 11.2% | 11.3% | 10.8% |
| 男親と子供 | 1.2% | 1.6% | 2.3% | 1.7% | 1.6% | 1.6% | 1.7% |

出典：IFD, 1999, p.31

4. 就業動向

就業率は、1997年現在、生産年齢人口全体の69.2%（1985年：68.4%）で、男性は76.1%、女性は61.6%となっている。

オーストリアでは1992年に「男女均等関連法 (Gleichbehandlungspaket)」が議会で可決され、91年-93年から施行、また93年から他のヨーロッパ諸国同様「女性を公職へ(Frauenförderung im öffentlichen Dienst)」という政策が実施されるなど、女性の就業を促す努力が続けられている。

しかし女性の就業率は93年から96年にかけてむしろ後退し、97年になってようやくわずかに増加した（男性の就業率も92年以来、減少傾向にある）。また女性の就業分野も事務や商業が中心で職場内での地位も男性より低い傾向があり、水平的にも垂直的にも制約されている。確かに長期的傾向として、女性の就業率は着実に増加しているが、過去もっとも増加したのは、労働時間が週12時間から35時間までの、パートタイム就業（97年現在全体の30%）と、週11時間以内で収入が月3740AST(1ATS=7.8円、3.9万円、以下同様に円換算)以下の、準就業関係(geringfügigen Beschäftigungsverhältnis)である。ちなみに十分な社会保険が持てない、この準就業関係者は男女合わせて17.3万人にのぼるが、その3分の2が女性である（このため年金改革関連法案で、救済策が講じられている）。

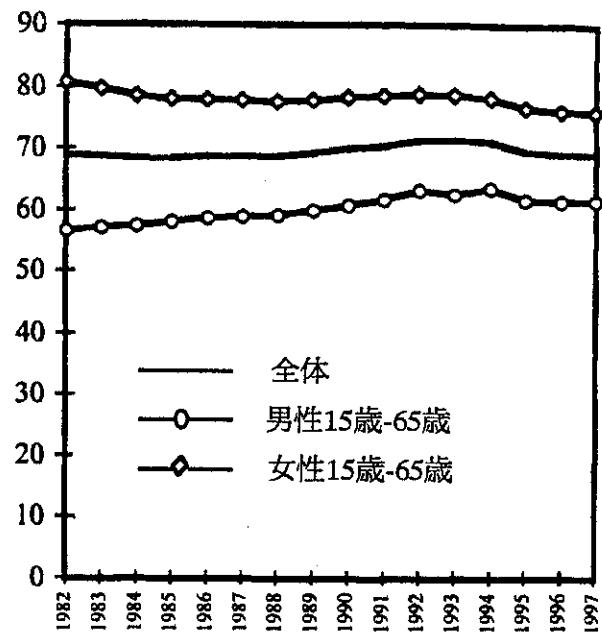
また男女の賃金格差も依然大きく、パートタイム就業も含めた平均賃金で女性は男性より 45%、フルタイム就業のみでも、労働者で 40%、事務員で 48%、低くなっている。

さらに 20 歳から 39 歳までの女性の就業率を、年齢別、子供数別に比較してみると、年齢や子供の有無が微妙に影響していることがわかる。たとえば 30 歳から 34 歳層では全体の就業率は 74.4% だが、無子では 88.2% と高く、有子では 38.7% と極端に低くなっている。さらに全体として 15 歳以下の子供数に応じて就業率が低くなる傾向が見られ、1 子の場合は各年齢層で 80% 前後だが、2 子になると 60% 前後に、3 子以上では 50% 近くなる。ただし、この傾向は母子家庭には当てはまらず、全年齢で就業率は 90% 近くに達する。

またパートタイム就業の比率も 20 歳から 54 歳までの就業女性で、配偶者・子供ありの場合、50% 近く（子供 1-2 人では 55%、3 人以上では 52%）となる（これに対し、母子家庭の場合は 61% がフルタイム、37% がパートタイム就業）。

オーストリアの失業率は 97 年平均で 7.1% で（80 年-81 年： 2.7%）、80 年代から長期的上昇が続いており、男性 6.9% に対し、女性は 7.4% と高い。70 代から 80 年代に掛けては製鉄業などの基幹産業の危機から男性の失業率が上昇したが、80 年代中頃からはサービス業を中心に、女性の失業率が上昇、近年は、50 歳以上高年齢層の失業率が高まる傾向にある。また 97 年現在、12か月以上の長期にわたる失業者は全体の 3 分の 1 (EU の平均は 2 分の 1) にあたっている。(IFD, 1999: 56-58)

就業率 %



出典：IFD, 1999, 57

図 10 就業率の推移：1982年-97年

表 2 年齢別子供数（同居）別の女子就業率 1997年

| | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 女性全体 | 69.7 | 78.0 | 74.4 | 74.1 |
| 女性（無子） | 67.9 | 83.1 | 88.2 | 89.0 |
| 女性（有子） | 78.4 | 72.4 | 68.7 | 70.1 |
| 15歳未満の子供あり | | | | |
| 1子 | 80.9 | 80.3 | 80.2 | 74.6 |
| 2子 | 75.5 | 63.5 | 63.3 | 64.0 |
| 3子以上 | 50.0 | 65.9 | 57.3 | 51.4 |
| 母子家庭 | 89.7 | 85.6 | 90.3 | 91.5 |

出典：IFD, 1999, p.58

5. 在留外国人と国際人口移動

1998年現在、オーストリアには約74.9万人の外国人が在住しており、国籍の内訳は、ドイツ6.48万人、その他EU加盟国3.26万人、旧ユーゴスラビアが33.52万人、トルコ13.82、その他の国及び無国籍が17.84万人で、総人口に占める外国人の割合は91年から98年にかけ、6.8%から9.3%に増加した。

国外からの人口流入は、60年代に二国間協定に基づく外国人労働力の受け入れを契機に始まり、当初はスペインからごく少数の、後に多くの外国人が旧ユーゴスラビアとトルコから来るようになった。当時、外国人労働者(Gastarbeiter)には労働市場への自由参入は認められていなかったし、この受け入れは永住を意図したものでもなかったが、74年の募集停止後は、それらの問題が発生し、以降、外国人労働力の流入は歓迎されざるものとなった。一部には低い出生率や人口高齢化を相殺する効果も指摘されたが、80年代末から90年代初めにかけ、人口流入の急激な増大に直面するに及んで、移民政策関連法規の大幅な改正が行われた。

しかし、現在進行しているヨーロッパの統合は国際人口移動を活発化させる傾向にある。というのも制限的な規定はEU-ないしはEWR-諸国市民には適用されず、彼らはヨーロッパ経済圏において、どこでも居住と雇用の自由が保障されている（ただし年金者の居住や収入を得る見込のない者の居住は、EU諸国民の場合でも認められていない）。実際、1945年以来オーストリア人にとって、他の西ヨーロッパ諸国は最も重要な転出先であり、97年現在の在外人口36.33万人の3分の2が西ヨーロッパ諸国（ドイツ18.5万人、イス2.8万人）で生活、96/97年には2.01万人が同地域に移住した。

このような状況の中、96/97年のオーストリアの国際人口移動は+5400人の純移動を記録したが、その内訳は、オーストリア人の転入2.61万人に対し転出3.6万人（-0.99万人）、外国人の転入11.4万人に対し転出9.87万人（+1.53万人）で、オーストリア人の転出超過を外国人の転入超過が相殺する形となっている。（IFD,1999:33-36）

5. 家族政策の動向

5.1 家族政策の基本的な考え方とその社会的背景

オーストリアの家族政策や家族・児童を対象とした社会政策は、基本的に秩序政策的性格のもので、家族形成を促すための、物質的・制度的な枠組み条件を整えることを目的としている。従って、特定の生活形態を偏重したり強制したりするものではないが、他方、子供を養育する世帯と、それ以外の世帯の、負担の均等化を図ること、とりわけ、就業活動と家庭生活の両立（*Vereinbarkeit von Erwerbstätigkeit und Familiätätigkeit*）にとって、より良い前提条件を創出することが、重要な柱となっている（IFD,1999:37-39）

(1) 低出生力対策

オーストリア女性の平均希望子供数が約2人であるのに対し、98年現在の合計出生率は1.34人と、両者の間には大きな隔たりがあり、これが人口動向や福祉国家の維持に長期的与える影響が懸念されている。このため希望子供数の実現を妨げている要因を、調査研究し特定するとともに、これを取り除くことが家族政策目標の一つとされている（ただし明示的な形での出生促進的政策(pronatalistische Politik)的意図はない。）

(2) 就業活動と家庭生活の調和

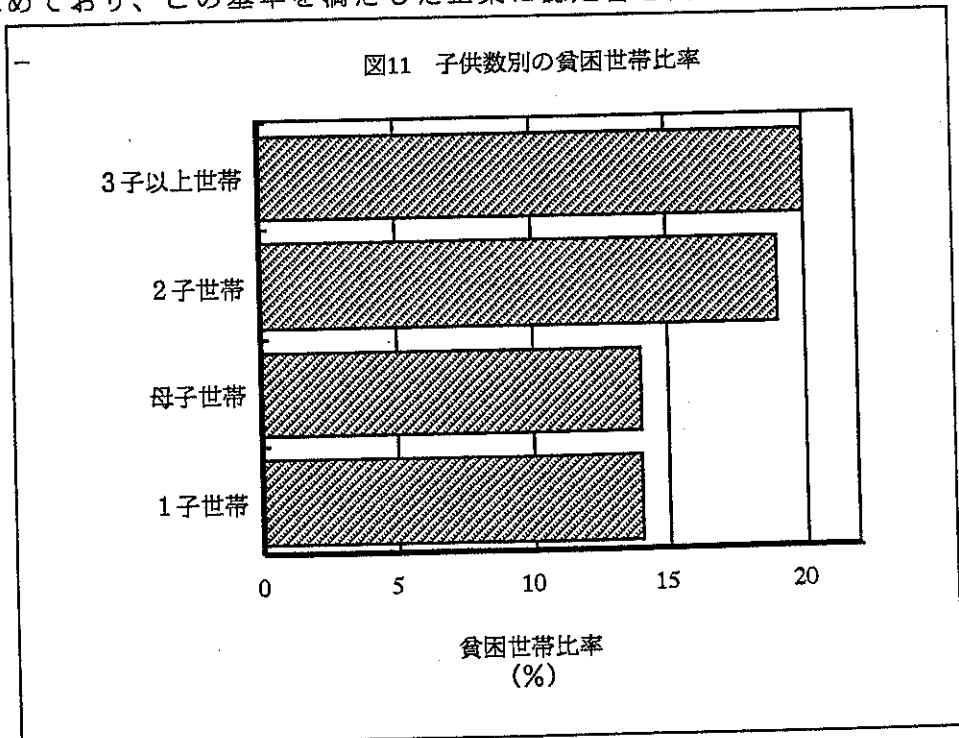
就業活動と家庭生活との対立が深刻化する中、これを緩和し、家庭と職業の調和を高め、家事と育児のより公平な分担を実現することが目指されている。このため1990年には「家族関連法(Familienpaket)」が、また1992年には「男女均等関連法 Gleichbehandlungspaket」が議会で可決され、91年から93年にかけ施行された。これにより母性保護の改善や、育児休業(Karenzurlaub)の取得形態の多様化、パートタイム就業の基盤強化などが進んだ。また家族介護のため有給休暇や養育期間の年金への一部算定なども拡大した。また98年からは要介護者を抱える者が、雇用者に勤務時間削減を求める権利が認められるようになった。

しかしながら、男女の性的役割分業の改善はあまり進んでおらず、育児休業を取得する男性も1998年現在利用者全体の1.6%に過ぎない。このため1996年からは男性の育児休業取得を促進する効果を期待して、両親のいずれか一方（主として母親）しか育児休業を取らない場合は休業期間を半年短縮する措置を講じたり、「マトモな男は（家事・育児も）半分半分(Ganze Männer machen halbe/halbe)」という政策キャンペーンを展開している。また職場においても、家族活動における平等なパートシップを支援するために「家庭にやさしい職場」の条件項目を設定、現状とあるべき姿のギャップを3年以内に改善するよう企業に求めており、この基準を満たした企業に認定書を出したり、企業規模ている。

一方、このような啓蒙活動とは別に、育児・家族介護における女性の負荷軽減の前提となる、様々な形態の保育施設の建設や託児保母(Tagesmutter)の提供、介護施設の強化などのインフラ整備にも力を入れている。

(3) 有子家庭の貧困化

図11 子供数別の貧困世帯比率



97年現在、オーストリアの一般世帯の10%（収入を基準）ないし17%（支出を基準）が貧困に脅かされており、このうち3分の2(67%)が有子家庭が占められている。しかも貧困状況は小さな子供の数に比例して高まる傾向にあり、3人の子供をもつ世帯の貧困率は、夫婦のみ世帯の5倍上に上る。また多子世帯と並んで、専業主婦（主夫）世帯（就業者が一人世帯）や片親世帯が貧困に直面している。このため子供が貧困に直面する危険性は高齢者と同じくらい高く、その数は未成年者全体の8%、15.2万人に上るとと言われており、この点からも子供を養育する世帯と、それ以外の世帯の、経済負荷の均等化がめざされている。

（4）家庭内暴力への対応

オーストリアでも90年代の初め頃から「家庭内暴力（Gewalt in der Familie）」が社会現象として注目され始め、物理的・性的暴力、とりわけ子供の養育放棄、虐待、性的暴行などが問題となっている。また職場や学校でのいじめから、女性売買、強制売春まで同種の暴力は家庭以外でも起きている。このため環境・青少年・家族省（BMUJF:Bundesministerium für Umwelt Jugend und Familie）は93年から「家庭内暴力に対抗する基盤づくり（Platform gegen Gewalt in der Familie）」のキャンペーンを開始し、教員、心理カウンセラー、社会カウンセラー、警察、司法関係者などのネットワーク作りに取り組んでいる。また97年5月には「家庭内暴力に対する連邦保護法」が施行され、警察や民警によって禁止命令が出せるとともに、これにより警察と司法の連係、また市民保護団体との緊密な協力が可能となった。

5.2 家族政策関連支出の規模

オーストリアの家族政策の中心は、家族世帯に対する所得再配分(monetäre Transfere für Familie)にあり、家族政策的給付の総受給数は1996年現在、110万世帯（一子が53万、二子が41.5万、三子以上が25万世帯）、金額的にもヨーロッパの中でトップクラスにあり、狭義の家族給付だけでGDPの3.2%を占め、EU加盟国の平均2.0%より遥かに高い。また、この狭義の家族給付の他に、税制上の優遇や、家族政策的配慮による免税分などをすべて合算すると、その総額（96年）はGDPの8%、年間2000億ATS（1兆5600億円）にもなるという。

しかし、態度調査（95）の結果によれば、このような手厚い家族政策に対し、「おおいに」満足と答えたのは29%に過ぎず、41%は90年代以降の家族政策は十分とはいえないとしており、調査対象者が仕事と家族のどちらを強く志向しているかによって評価が異なる（一子しか望まず共稼ぎを志向する者や片親家庭、またパートナーがいて、すでに1人子ないしは2子を持つ母親の場合は、就業支援的政策や保育施設の建設などへの期待が大きく、三子以上を望む家族志向の強い者や子沢山の家庭ではより手厚い経済的支援を要望している）という。

（IFD,1999:40）

5.3 家族政策関連施策

5.3.1 家族世帯に対する手当 (IFD, 1999:42-46)

(1) 児童手当(家族手当 : Familienbeihilfe)

オーストリアの家族政策関連施策で、量的な意味で最も重要な政策手段が児童手当(家族手当 : Familienbeihilfe)である。

これは 92 年以来、子供と生活する両親の一方（主として家事を行う者、特に反証がない限り母親、いずれか任意選択も可能、子供が両親と同居していない場合は、子供の生活費の大部分を負担している方の親）に支払われる。支払いは、原則的に財務省を通じて行われるが、多くの場合、各職場での給与調整を通じて行われる。98 年末で受給者は 110 万人、185 万人の子供が恩恵を受けている。*註 1

*註 1：他の EU/EWR 加盟国 の市民もオーストリア国内で就業している場合は同様の受給資格が与えられる。その他の国から来た外国人も国内で合法的に就業しているか、あるいは 5 年以上国内に在住している場合には受給資格がある。また難民は認定後ただちにオーストリア人と同じ受給資格が与えられる。

児童手当は原則的に未成年者（満 19 歳まで）を対象としたものであるが、職業教育期間にある場合は最長満 26 歳まで支払われる。また継続的に就業不能の子供の場合は年齢制限はない。

96 年の改定で、職業教育期間にある場合の最長年齢が満 27 歳から 26 歳に下げられるとともに、年齢に応じた金額が設定されることになり満 10 歳以上と、19 歳以降の基本額が引き上げられた。

また 98 年には新たに家族関連法 (Familienpaket) が議決され、99 年から児童手当の増額が 2000 年からは、年齢に応じた支給に加え、子供数に応じた支給も始まった。ちなみに 2000 年 1 月現在の児童手当の基準額は 1450 ATS (第 1 子、満 10 歳以下の場合、1 万 1310 円／月) から 2350 ATS (第 3 子、満 19 歳以上の場合、1 万 8330 円／月) となっている。

(2) 母子手当(Mutter-Kind-Bonus)

74 年以降増額された出産手当が 96 年の改定で廃止され、代わって 97 年から、2000ATS (1 万 5600 円) の母子手当(Mutter-Kind-Bonus)が支払われるようになった。後述する母子手帳(Mutter-Kind-Pass)の交付期間（妊娠から満 1 歳まで）に医師診察を受けることが受給条件となっている。また支払い金額は所得階層別になっており、出産前の世帯の課税所得が 448800ATS (約 350 万円) を越えないことが条件となっている。

(3) 週給付金と自営援助金 (Wochengeld und Betriebshilfe)

週給付金 (Wochengeld) は母性保護に基づく産前産後の就業禁止期間に、休業補償として支払われるものである。就業禁止期間中（産前 8 週間と産後 8 週間、早産、帝王切開、

複産の場合は産後 12 週)、非自営業の就業女性に、過去 3 ヶ月平均賃金相当額が医療保険から支払われる。自営業及び農婦の場合は、同様の期間、各職業団体の社会保険などから自営援助金 (Betriebshilfe) が支払われる (98 年以降、日額 300ATS (2340 円)、臨時に人を雇った場合のコストを想定)。これら週給付金と自営援助金は、産前産後期間の母性保護を目的としているが、同時に所得保障的効果も期待されている。

(4) 育児休業手当 (Karengeld) と部分期間手当 (Teilzeitbeihilfe)

この産前産後の就業禁止期間に休業補償として支払われる週給付金や自営援助金とは別に、74 年からは育児休業手当が支給される (ただし、母子家庭、既婚か、未婚かにより区別がある) ことになった。また 90 年からは男性も子供が満 2 歳になるまでの期間、育児休業手当を受け取ることができるようになった (子供と同居しており、主として、その面倒を見なければならない場合に限る)。

この給付金は失業保険の家族負担補償金 (Familienlastenausgleichsfond:FLAF) から支出される。基準金額は毎月 5565ATS (43407 円) で、総額は 98 年現在年間 670 億 ATS (5226 億円) に上る。

96 年の改正で、92 年以降可能となっていた育児休業手当の受給時期延長は認められなくなり、両親のいずれか一方のみが受け取る場合に限り、子供が満 18 か月に達するまでとなった。また育児休業手当を両親が分割して受給する場合は、子供が満 2 歳に達するまでとなつた。

母子家庭に関する例外規定も認められなくなった。代わりに母子父子家庭か、両親のいずれかが無収入、または低収入の場合には 2500ATS (19500 円) の増額給付金 (Zuschuss zum Karengeld:KUG) を得ることができるようになった。(ただし、将来所得が向上し適用上限を超えた場合には、すみやかに増額給付分を返済しなければならない。)

この育児休業手当の増額は、本来、一人で子供の面倒を見る母親を対象としたものであったが、83 年の法律改正以降は、対象を実際に一人で生活している女性に限定することとなった。意図的に婚姻を遅らせて増額給付を受けるケースが問題となつたためである。しかし、その後も増額給付制度の乱用に関する議論は終わらず、93 年には、(婚姻) 届出遅れに対する罰則規定や世帯所得への算入などの改正が行われた。

そして 96 年には、この問題の多い増額給付に代わって、現在の統一的な増額

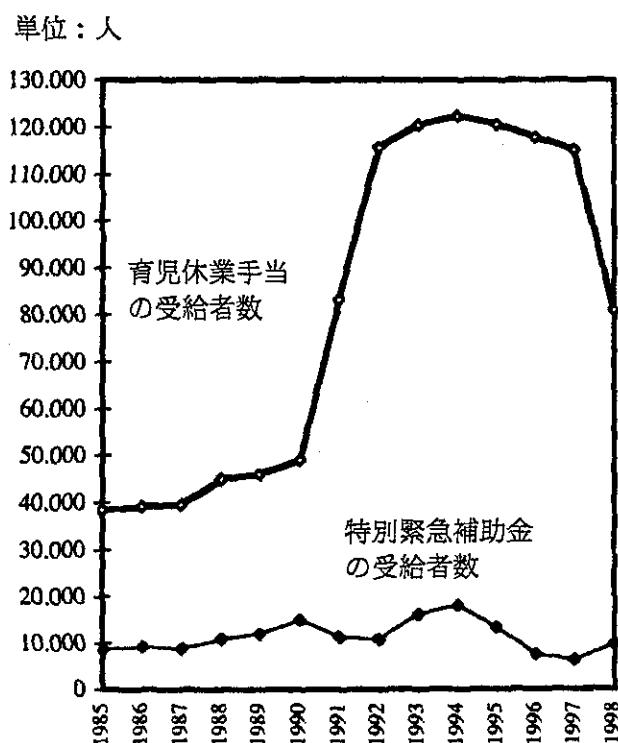


図 1-2 育児休業手当と特別緊急補助金の受給者数の推移

制度(KUG)が適用されるようになり、申請者は子供の父親の氏名を登録しなければならなくなつた。

この間、増額給付申請者の数は、93年の42%から1998年の10%まで減少したが、これは制度悪用者が多かったということではなく、96年の改正以降、育児休業手当を受けなかつた方（大部分は父親）が増額給付分を返還することが義務付けられたためである。

なお、就業しているが、就業期間が育児休業手当をもらうには短い過ぎる母親は、部分期間手当（Teilzeitbeihilfe）を申請できる。また週給付金は受給したが、職業教育期間中で育児休業手当の対象からはずれる者、また自営援助金を受給した自営業及び農業の女性の場合も同様である。いずれも部分期間手当は育児休業手当の50%となっている。

しかし、現在のところオーストリアのすべての母親に育児休業手当の受給が認められている訳でなく、女子学生、農婦、低収入の雇用者、自営業者、そして専業主婦は、育児休業手当も週給付金に相当するいかなる給付も受け取っていない。このため、現在、「すべての人に育児休業手当を(Karenzgeld für alle)」与えることが議論されている。この育児休業手当の対象をすべての母親（父親）に拡大するという考え方は、保険原則（Versicherungsprinzip）へ回帰を意味する。そうなると、もはや、その原資を失業保険の家族負担補償金(Familienlastenausgleichsfond:FLAF)に求めることはできなくなり、家族政策的な所得再配分の性格を持つようになる。

育児休業手当の受給者数は、出生数の減少傾向と最大受領可能期間の短縮化を受け、94年12月の最高12.2万人から、98年現在の8.1万人まで減少しており、増額給付の受給者比率も、統一的な増額制度(KUG)が適用される前の30%から10%まで低下し、その後、安定している。また増額給付の受給者に占める片親家庭の比率も大幅に低下し、受給者全体4ないし5%程（改定前は最高33.4%）となつた。

一方、96年の改正で増加が期待された父親による育児休業手当の受給比率は、0.9%から1.6%とわずかしか伸びなかつた。このわずかな伸びの大部分は失業した父親によるものであるという。

政府は、2000年1月から、新たに「育児休業期間口座(Karenzzeitkonto)」の実施を準備している。この制度は、育児休業期間を24ヶ月とし、これを子供が満7歳になるまでの間に、最低3ヶ月間以上のブロックに分け、自由に分割取得できるとするもので、この期間の雇用は保障される。また父親も自分自身の育児休業を要求できる。育児休業に入る場合の雇用者への通告は、それまでの4週間から8週間前に変更される。また将来的には父親と母親が同時に1ヶ月の育児休業を取れるようにすることになつてゐる。さらに母子家庭が育児休業手当の増額給付を求める場合には父親の名前を届けなくてもよくななる（ただし、この場合、母親が将来の増額給付分の返還義務を負う）。

（5）特別緊急援助金 Sondernotstandshilfe

74年から母子家庭は育児休業の取得とともに、子供が満三歳になるまで、特別緊急援助金を受け取ることになった。また90年からは既婚または未婚の母親で低所得ないしは無収入の者にも、この受給が認められるようになり、さらに92年からは他に養育者がいないことを証明すれば、母親にかわって父親が受給することも可能となつた（ただし両親とも就業していないことが条件）。

この特別緊急援助金は失業保険から給付され、その金額は失業前の賃金を基準とする。受給期間は子供が満三歳になるまでの期間で最長 52 週となっている。なお 95 年からは給付の 3 分の 1 を地域自治体が負担することになった。

受給者数は制度変更の影響を受け、育児休業期間の延長とともに 94 年には最高 1.8 万人まで増加、96 年の育児休業制度の改定後は減少に転じ、98 年現在は 0.95 万人となっている。

(6) 養育費立て替え制度 Unterhaltsvorschuss

養育費の支払い義務者（多くは実父）が義務を履行できない場合には、その子供が養育費立て替え制度を利用することができる。対象はオーストリア国籍または無国籍の未成年者で、オーストリアに在住し、養育費の支払い義務者と同居していないことが条件となる。期間は 3 年で再申請できる。原資は家族負担補償基金(FLAF) である。同時に養育費の支払い義務者への徴収も追求される。

この制度を利用している子供の数は、90 年代後半で約 2.3 万人に上り、その総額は 97 年度で約 10 億 ATS (78 億円) となっている。

(7) 困窮家庭補償金 Familienhärteausgleich

借入金の返済など、緊急に経済的支援を必要とする家庭や、母子父子家庭、妊婦は、負債の直接的返済に当てる資金を得ることができる。対象はオーストリア国民、または無国籍者あるいは認定された難民で、毎年、2500 万 ATS (1 億 9500 万円) が予算化されている。また 2000 年度から 4000 万 ATS (3 億 1200 万円) に増額される予定である。

(8) 幼児手当 Kleinkindbeihilfe

育児休業手当も週給付金も受給していない母親または父親は、子供が 1 歳未満の間、幼児手当として毎月 1000ATS (7800 円) を受け取ることができる。ただし、本人が自ら育児を行っていること、所得が一定水準以下であることが条件となる。

5.3.2 税制上の配慮 (IFD, 1999:46)

(1) 児童控除 (Kinderabsatzbetrag)・扶養控除 (Unterhaltsabsatzbetrag)

税制上の家族政策的な配慮として、最も重要なものが児童控除である。児童手当 (Familienbeihilfe) を受給している納税者は、子供数に応じて、さらに毎月一定額の税控除を自動的に受ける（届け出不要）。また同居していない子供を扶養していて、その子供に対する児童手当を受給いない場合は、代わりに扶養控除を受けることができる。この場合は毎月ではなく、確定後控除となる。心身障害児養育世帯に対する特別扶養控除も同様である。

「家族政策的給付を考慮しても、憲法上の平等権に照らし、なお子供養育に対する税制上の配慮が不十分である」との憲法裁判所の判断を受け、99 年 1 月から、児童手当と児童控除の合計を毎月 500ATS (3900 円) 増額すること、また 2000 年 1 月からは、所得額に関係なく、最低でも法定養育費の半分を税控除することになった。

この結果、まず99年以降、子供1人あたりの扶養控除が、月額250ATS（1950円）増額され、子供数に応じ、最低350ATSから最高700ATS（2625円から5460円）となり、さらに2000年からは、子供1人あたりすべて700ATSに統一される。

このため、従来、第2子175、第3子以上は350ATSという形で、子供数に応じていた控除の増額は、児童手当の方で調整されることになった。が、子沢山の家庭への特別な配慮として、新たに多子家庭増額控除（Mehrkindenzuschlag）ができ、99年から課税所得が42000ATS（327600円）以下で子供が3人以上いる場合は、子供1人あたり毎月400ATS（3120円）が増額される。

(2) 非共稼ぎ家庭控除(Alleinverdienerabsatzbetrag)・片親家庭控除(Alleinerzieher-absatzbetrag)

両親のいずれか一方に、世帯所得の大部分またはすべてが依存している場合（専業主婦家庭など）は、毎年、5000ATS（39000円）の控除を受けることができる。母子父子家庭（最低一人の子供がいて、同居しているパートナーがないこと）にも同様の控除が適用される。なお所得が低く控除の実際的効果がない場合は、逆税方式で、控除相当分が直接支払われる。

5.3.3 その他の家族政策的助成(IFD,1999:46-47)

その他に、家族政策として明示的されてはいないものの、実質的に大きな補助となっているのが、保険制度における扶養家族の扱いである。医療保険の給付対象は、本人または、その家族（配偶者、子供）となっている（ただし国内に在住し、他の保険に加入していないことが条件）。子供は最長18歳まで、また教育期間中は、最長27歳まで親の保険に加入させることができる。

また扶養者が死亡した場合は残された家族に遺族年金（寡婦一、寡夫一、孤児一年金）が支給されるとともに、そのまま医療保険の適用を受けられる。その他、交通事故保険の子供への適用や、妻の子育て期間の年金算入などがある。

これら様々な家族政策的補助の総額は、95年現在、年間総額1120億ATS（8736億円）にのぼると推計されており、家族負担補償基金(FLAF)の総額より遥かに大きいといわれている。

5.3.4 労働関係の施策(IFD,1999:47-49)

(1) 母性保護(Mutterschutz)

妊娠から出産後4ヶ月まで（出産後、すぐに育児休業に入った場合は、育児休業後4ヶ月まで）は、母性保護法の規定により、就業女性の解雇告知や解雇は禁止されている。また妊娠期間中、母体または胎児の健康に影響する可能性のある作業、残業、休日、夜間勤務などは原則禁止。出産予定日の8週間前と出産後8週間（早産の場合は、全体で最低16週間）は絶対就業禁止期間となっている。授乳期間中は授乳時間を確保することが雇用者に義務づけられている。

(2) 育児休業 (Karenzzeit, Betriebshilfe)

育児休業は仕事と育児の調和をめざす制度であり、当初は女性のみを対象としたが、後に男性も取得できるようになった。

まず 57 年の母性保護法の実施とともに、母性保護期間（産児休業）に引き続き、6 ヶ月の育児休業が女性に認められ、これが 61 年には「育児休暇（Karenzurlaub）」として 12 ヶ月に延長され、同時に育児休業手当の制度が導入された。

74 年からは母子家庭に限り、育児休業期間終了後、特別緊急援助を受けることが可能となり、満三歳まで子供の養育に専念できることになった。また 82 年からは、農婦や他の自営業の女性も自営援助金（Betriebshilfe）を受け取ることになった。

さらに 97 年には「育児休暇（Karenzurlaub）」が育児休業期間（Karenzzeit）と改称され、これにより子供の養育は休暇ではなく、仕事（Arbeit）であることが強調されるようになった。

また従来は父親がこの制度を利用する場合、母親が育児休業期間の一部またはすべての権利を放棄するか、あるいは母親が自営業を営んでいて育児休業期間の受給権がない場合に限られたが、2000 年からは父親も独自の権利が認められるようになった。

具体的には、育児休業期間取得を雇用者に通知してから、休業期間終了後 4 ヶ月まで父親の解雇告知や解雇が禁止された。また育児休業期間は母親と父親で最低 3 ヶ月間以上のブロックに分け、自由に分割取得できることになった。

休業期間中の就業もある程度認められることになり、収入が最低所得（98 年：3830ATS（約 3 万円）を超える場合に育児休業手当が打ち切られるが、定常的にパートタイム就業を行う場合は部分育児休業手当（Teilkarenzgeld）を申請することができる（最高半額まで、労働時間に応じ減額）。さらに母親または父親が、子供の出産後満 4 歳になるまでより集中的に育児に専念するために、雇用者にパートタイム就業を要求することもできる（ただし満 2 歳までに育児休業を全く取得していないことが条件）。両親は同時にパートタイム就業を要求することができるが、子供が満 2 歳になるまでに限定されている。なおパートタイム就業の夫婦での育児休業期間の分割は 1 回限りで最低 3 ヶ月継続することが条件となっている。

(3) 介護休業 (Plegef Freistellung)

75 年以降、非自営の就業女性または男性は、同一世帯員（子供、配偶者、両親など）を介護するために、年間 1 週間の休業をとることが可能となった。この制度は、普段子供の養育にあっている者（たとえば母親）が病気になった場合にも適用される。

93 年以降、12 歳未満の子供が病気の場合は、さらに 1 週間の期間延長が認められ、最長 2 週間までの休業が完全有給となった。

また 98 年 1 月からは長期にわたる介護が必要な場合には労使で話し合い、（いかなる不利益もなく）通常労働時間を短縮することができるようになった。介護対象は、配偶者、直系親族、養子、要介護児童、本人と生活を共有にする者（同一世帯人員である必要なし）。